

輸入代行業務委託契約書

委託者 (以下「甲」という。)と受託者 上海ドイツ国民自動車株式会社 (以下「乙」という。)は、以下のとおり、自動車の輸入に関し、輸入代行業務委託契約 (以下「本件契約」という。)を締結した。

第1条 (目的)

- 1 甲は、乙に対し、乙が自己の名をもって、甲のために、自動車注文書記載の自動車 (以下「本件自動車」という。)を日本国外で買入れ、自動車予備検査を行ったうえで、自動車注文書記載の納品場所で本件自動車を引き渡す業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託した。
- 2 乙は、甲の事前の承諾を得ることなく、本件業務の一部を第三者に再委託することができる。

第2条 (契約時預り金)

- 1 甲は、乙に対し、乙が指定する期日までに、本件業務の遂行に必要な実費として乙が見積もった金額を契約時預り金 (以下「契約時預り金」という。)として支払わなければならない。
- 2 前項の契約時預り金の全額の支払いがない場合には、乙は、本件業務に着手せず、または本件業務を中止することができる。
- 3 第1項の契約時預り金に不足が生じた場合には、乙は、甲に対し、追加の預り金 (以下「追加預り金」という。)の支払いを請求することができる。追加預り金の全額の支払いがない場合には、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、本件自動車の買入れ、輸送、通関、自動車予備検査、その他本件業務に関して生じた実費を、契約時預り金または追加預り金の中から支払うものとする。
- 5 本件業務終了時に契約時預り金または追加預り金に残余が生じた場合には、乙は、甲に対し、報酬金を控除したうえで、残金を返還する。

第3条 (引渡し)

- 1 乙は、甲に対し、甲と乙が事前に合意した引渡しの日時において、自動車注文書記載の納品場所において、自動車通関証明書、譲渡証明書、及び自動車予備検査証とともに、本件自動車を引き渡すものとする。
- 2 甲または乙が前項の引渡しの日時または場所を変更するためには、相手方の同意を得なければならない。

第4条 (報酬)

- 1 甲は、乙に対し、本件自動車の引渡しを受けたときに、自動車注文書記載の輸入代行報酬金を支払うものとする。
- 2 乙の責めに帰することができない事由により本件業務の遂行が不可能なるか、または中途解約されることにより本件契約が途中で終了した場合には、乙は、甲に対し、本件業務の履行の割合に応じて、次のとおり報酬を請求することができる。

自動車の買入れに着手する前 (発注前) まで 輸入代行報酬金の25%

自動車が日本の港に到着する前まで 輸入代行報酬金の50%

自動車の引渡しの前まで 輸入代行報酬金の75%

第5条 (検品及び瑕疵担保責任)

- 1 乙は、販売店から本件自動車の引渡しを受けたときには、自動車注文書記載の車種及び仕様との相違、並びに外観上明らかな瑕疵の有無について、速やかに検品する。

2 前項の検品により判明しなかった瑕疵が本件自動車に存在した場合でも、乙は、当該瑕疵について責任を負わないものとする。

第6条 (中途解約)

- 1 甲は、いつでも本件契約を解除することができる。
- 2 前項の場合、乙は、速やかに、契約時預り金または追加預り金から既に支出した実費を清算し、第4条2項の報酬を控除したうえで、甲に対し、残金を返還する。

第7条 (債務不履行解除)

- 1 甲または乙は、相手方が本契約上の義務に違反した場合には、相手方に対し、催告のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 甲または乙は、相手方について次に掲げる事由が生じた場合には、相手方に対し、催告をすることなく、本契約を解除することができる。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、もしくは会社更生等の申立てを行い、またはそれらの申立てを受けたとき。
 - (2) 第三者に対する債務について支払いを停止したとき。
 - (3) 自ら振り出した約束手形、為替手形、もしくは小切手の不渡をなし、または銀行もしくは手形交換所の取引停止を受けたとき。
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (5) 重大な過失または背信行為があったとき。

第8条 (準拠法)

本契約は、あらゆる事項について、日本法に準拠し、同法に従って解釈・適用されるものとする。

第9条 (管轄合意)

甲及び乙は、本契約に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意した。

年 月 日

甲 (委託者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

乙 (受託者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____